

## 総合事業における新サービスの久留米市被保険者の利用に関する 市外事業者の指定方針について（圏域外指定）

総合事業における新サービスの事業者の指定は、各市町村内において効力が発生するため、久留米市の被保険者が久留米市外の事業所を利用する場合は、当該事業所は久留米市の指定（圏域外指定）を受ける必要がある。

そこで、新サービスについては、指定した保険者が指導等も行うことを鑑み、久留米市では次のように取り扱うこととする。

なお、住所地特例対象者については、施設所在市町村の新サービスを利用することが可能であるため、圏域外指定の必要はない。

### 1. 市外事業所の新規指定

市外事業所については、次の条件のいずれも満たしている場合は圏域外指定を行う。

ただし、（４）については、当該被保険者がDV被害者であること等から住民票を異動することができない場合については、個別に協議するものとする。

- （１）当該事業所が、施設所在地の保険者における総合事業の指定（みなし指定を含む。）を受けていること。
- （２）当該事業所が、久留米市の近隣市町村<sup>※１</sup>に所在していること。
- （３）当該事業所が、久留米市の総合事業の基準等に従って運営できること。
- （４）久留米市内に居住している利用者<sup>※２</sup>に対するサービスの提供を行うものであること。

※１・・・小郡市、三井郡大刀洗町、朝倉市、うきは市、八女市、八女郡広川町、筑後市、三潞郡大木町、大川市、鳥栖市、三養基郡みやき町、三養基郡基山町、三養基郡上峰町、神崎市

※２・・・住民票を久留米市から異動することなく市外に居住している利用者については、住民票を異動することが前提である。

### 2. 総合事業移行に伴う経過措置

平成 29 年 3 月末日時点で、久留米市の被保険者が利用している市外の介護予防訪問介護事業所、介護予防通所介護事業所については、特例として、当該被保険者が利用している間、当該被保険者についてのみ指定を行う。

よって、平成 29 年 4 月以降は、当該被保険者のサービス利用が終了した時点で廃止届を行わせるものとする。

また、平成 29 年 3 月末日時点で、市外の介護予防訪問介護事業所、介護予防通所介護事業所と一体的に運営されている訪問介護事業所、通所介護事業所を利用している要介護状態の久留米市の被保険者が、認定更新等で総合事業の対象者（事業対象者、要支援 1、要支援 2）となった場合については、当該被保険者の当該事業所の継続利用を認めることとするが、施設所在の市町村が他市町村の被保険者の利用を認めるか否かに関わるため、個別に対応することとする。